株主各位

証券コード 2424 (発送日) 2025年10月8日 (電子提供措置の開始日) 2025年10月3日 名古屋市中村区名駅二丁目36番20号 アイムビル4F 株式会社ブラス 代表取締役社長 河合 達明

第22回定時株主総会招集ご通知

拝 啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.brass.ne.jp/corporate/ir/meeting.html (上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ブラス」又は「コード」に当社証券コード「2424」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年10月28日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時 2025年10月29日(水曜日)午前11時

2. 場 所 名古屋市中村区名駅二丁目37番7号

ブルーレマン名古屋

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第22期(2024年8月1日から2025年7月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第22期(2024年8月1日から2025年7月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否 の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

.-----

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会計監査人の状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が 会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として海外情勢の不透明感や物価高が続く中、企業活動は引き続き慎重な動きが見られました。金融市場も変動が続いており、企業経営にとっては予断を許さない状況が続いております。

当社グループが属するウエディング業界においても、食材費やエネルギー価格の高騰、最低時給の引き上げなどといったコスト圧力が継続しており、業界全体の収益性に引き続き影響を及ぼしておりますが、当社グループでは、業務効率の改善や仕入コストの見直し、サービスの付加価値強化といった取り組みを進めることで、収益性の維持・改善に努めております。また、ウエディングの需要そのものは安定的に推移しており、お客様のニーズも多様化・個別化が進む中においても、当社グループは経営理念「それぞれの新郎新婦にとって最高の結婚式を削る」のもと、一組一組のお客様に寄り添い、質の高い結婚式の提供に努めております。当連結会計年度の挙式・披露宴の実施組数は3,239組(前連結会計年度比7.1%増)、単価に関しては引き続き好調を維持したことで、3,978千円(前連結会計年度比0.9%減)となりました。

当連結会計年度における当社グループは、挙式・披露宴が概ね計画通り実施できたことに伴い、売上高、営業利益及び経常利益においても当初の計画に沿って堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は13,562,102千円(前連結会計年度比6.6%増)、営業利益は751,976千円(前連結会計年度比65.5%増)、経常利益は765,093千円(前連結会計年度比56.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は412,428千円(前連結会計年度比49.9%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は291,988千円であります。その主なものは、レンタル用衣装に111,150千円、外食新店舗開設において、「Buttery (バタリー)ららぱーと安城店」に50,588千円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

運転資金に充てることを目的として、銀行借入により、1,200,000千円の資金を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

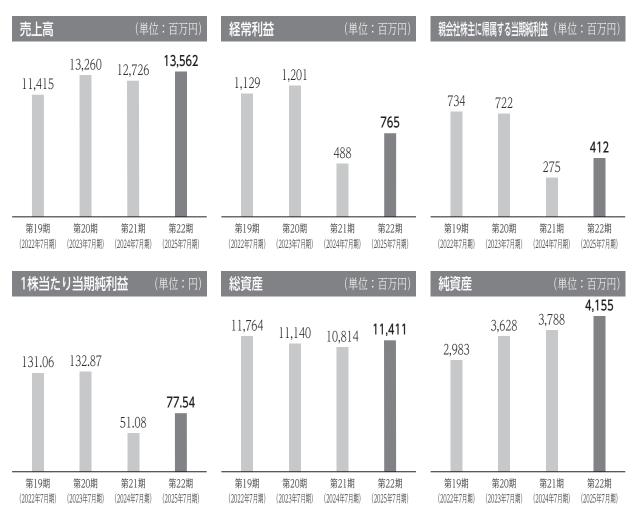
① 企業集団の財産及び損益の状況

	区 分		第 19 期 (2022年7月期)	第 20 期 (2023年7月期)	第 21 期 (2024年7月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2025年7月期)
売	上	高(千円)	_	13,260,522	12,726,515	13,562,102
経	常利	益(千円)	_	1,201,285	488,160	765,093
親会する	社株主に	帰属(千円)	_	722,125	275,052	412,428
1 株	当たり当期純	百利益(円)	_	132円87銭	51円08銭	77円54銭
総	次貝	産(千円)	_	11,140,429	10,814,905	11,411,573
純	次 貝	産(千円)	_	3,628,510	3,788,450	4,155,054

⁽注)第20期より連結計算書類を作成しているため、第19期の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

	区分		第 19 期 (2022年7月期)	第 20 期 (2023年7月期)	第 21 期 (2024年7月期)	第 22 期 (当事業年度) (2025年7月期)						
売		上 高(千円)		高(千円)	11,415,969	13,190,060	12,570,977	13,307,165				
経	常	善利 益(千円)		常 利 益(千円)		利 益(千円)		益(千円)	1,129,253	1,231,780	561,164	746,574
当	期	純	利	益(千円)	734,765	766,869	348,398	394,304				
1 株	当た	り当	期純	利 益(円)	131円06銭	141円11銭	64円70銭	74円14銭				
総		資		産(千円)	11,764,901	11,127,090	10,690,922	11,291,327				
純		資		産(千円)	2,983,823	3,728,953	3,964,510	4,316,265				



(注) 当社グループは、第20期より連結計算書類を作成しておりますので、第19期については、当社単体の状況を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	
BRASS USA INC.	430,000	100%	ハワイウエディングのプロデュー	
DRASS USA INC.	米ドル	100%	ス、手配代行事業等	
#+PAHlyrica	50,000	100%	映像・写真・グラフィックデザイ	
株式会社lyrics	千円	100%	ン事業等	
株式会社アロウブライト	3,000	1000/	 フォトスタジオの運営等	
休八云仙 / ロソノノイト	千円	100%	ノオトハグライの連呂守	
# PAH of family	9,500	1000/	対版担款正の選挙等	
株式会社be family	千円	100%	結婚相談所の運営等 	

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本国内の少子高齢化や未婚率の増加などを背景に、挙式・披露宴実施組数の減少は避けられない状況であります。しかしながら、オリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウエディングの市場は、広く支持を集めております。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウエディングへ進出しているほか、受注競争の激化、少人数挙式の需要増等、業界における企業間の競争はますます激しくなると認識しております。

このような状況下において、当社がハウスウエディング事業を核に、中長期的に企業価値を高めていくために、当社は下記の事項を主な課題として取り組んでいく方針です。

① 出店について

当社は、東海エリアを中心に25会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。今後は建設コストの高騰を踏まえM&A等の出店戦略の多様化を図りながら、より効率的な店舗展開を進めていくことが重要な課題と認識しております。

② 人材の確保と育成

当社の主役ともいうべきウエディングプランナーは新卒の採用を主体として、育成していく 方針です。入社後は定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに対応できる接客 力を向上させておりますが、スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材 採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めてまいります。

③ 衛生管理の強化

当社の各会場は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っております。今後も法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化してまいります。

④ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるため、また、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。今後においても、管理部門の拡充、内部監査体制の充実及び監査役、監査法人との連携等を通して、更なる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 結婚式クオリティ強化を前提とした内製業務の推進

当社の主な内製業務は、婚礼料理の調理、ドレスショップの運営及び写真・映像制作です。 これらの内製事業への経営資源、人的資源の投入により弊社の結婚式クオリティは堅持されて おります。今後は内製範囲を広げ結婚式クオリティを更に引き上げ、他社との更なる差別化を 図ってまいります。

(5) 主要な事業内容(2025年7月31日現在)

当社は直営店型ハウスウエディング事業の経営を主な事業としております。

(**6**) **主要な営業所**(2025年7月31日現在)

本社

愛知県名古屋市中村区名駅二丁目36番20号

② 営業所

都道府県 店舗数			店舗名					
愛知	県	10	ルージュ:ブラン(一宮市) ブルー:ブラン(岡崎市) ブラン:ベージュ(安城市) ルージュアルダン(豊橋市) ヴェルミヨンバーグ(名古屋市)	オランジュ:ベール (日進市) ブルーレマン名古屋 (名古屋市) マンダリンポルト (常滑市) アージェントパルム (豊田市) クルヴェット名古屋 (名古屋市)				
岐阜	県	1	ヴェールノアール (羽島市)					
三重	!	3	ミエルクローチェ(鈴鹿市) ミエルココン(津市)	ミエルシトロン (四日市市)				
静 岡	県	5	マンダリンアリュール (浜松市) ラピスコライユ (静岡市) アーブルオランジュ (浜松市)	ラピスアジュール (静岡市) オリゾンブルー (沼津市)				
大阪	府	2	ブランリール大阪 (大阪市)	ブルーグレース大阪 (大阪市)				
京都	府	1	アトールテラス鴨川 (京都市)					
滋賀	県	1	オリーブアリア (長浜市)					
千 葉	県	1	アコールハーブ (船橋市)					
東京	都	1	ブラスブルー東京 開業準備室(豊島	区)				

③ 子会社

会社名	地区
BRASS USA INC.	米国ハワイ州ホノルル
株式会社lyrics	愛知県名古屋市
株式会社アロウブライト	静岡県浜松市 愛知県名古屋市
株式会社be family	愛知県名古屋市

(**7**) **従業員の状況** (2025年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減			
581名 (1,310名)	18名増 (25名減)			

(注)従業員数は就業員数であり、アルバイト及びパートタイマーは()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
533名 (1,290名)	13名増 (31名減)	28.4歳	5.7年	

(注)従業員数は就業員数(子会社等への出向者48名は除く)であり、アルバイト及びパートタイマーは() 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年7月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	751,856千円
株式会社商工組合中央金庫	308,200千円
株式会社大垣共立銀行	290,000千円
株式会社りそな銀行	287,200千円
株式会社あいち銀行	229,740千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年7月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

18,400,000株

(2) 発行済株式の総数

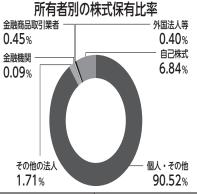
5,709,300株

(自己株式390,639株含む)

(3) 株主数

5,330名

(4) 大株主 (上位10名)



				株三	主名					持株数	持株比率
河			合			達明			明	2,672,200株	50.24%
河			合			智			行	310,700株	5.84%
ブ	ラ	,	ス	社	員	抟	ţ	株	会	187,800株	3.53%
七	岡 裕					之	151,000株	2.84%			
金		室			貴			久	96,301株	1.81%	
盲		木		Į.	/lm/		之		介	74,900株	1.41%
牧				Ź	秀				光	40,000株	0.75%
Щ			本			文			彦	39,500株	0.74%
上	H	八	木	短	資	株	式		社	34,300株	0.64%
取取	締 役 社 長 上 田			田田	平	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0.0 . //				
細			JII			和			豊	30,200株	0.57%

- (注) 1. 当社は自己株式を390,639株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (390,639株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) **取締役及び監査役の状況** (2025年7月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 合 達 明	
専務取締役	河 合 智 行	管理本部担当
取締役	鷲 野 真	事業本部担当
取締役	酒 井 康 成	
取 締 役	山田美典	公認会計士山田美典事務所所長 税理士山田美典事務所所長 株式会社東海理化電機製作所社外監査役 トリニティ工業株式会社社外監査役
常勤監査役	東 健 作	
監 査 役	岩村豊正	岩村公認会計士事務所代表 監査法人コスモス代表社員
監 査 役	大 井 直 樹	若山・大井総合法律事務所共同代表

- (注) 1. 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたっての独立性に関する基準及び方針を定めております。選任にあたっては、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。なお、役員指名の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員(社外取締役、社外監査役)で構成する指名諮問委員会において審議し、客観的かつ公正性の確保に努めております。
 - 2. 専務取締役河合智行氏は、当社代表取締役社長河合達明氏の弟であります。
 - 3. 取締役山田美典氏は、社外取締役であります。
 - 4. 監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏は、社外監査役であります。
 - 5. 取締役酒井康成氏及び山田美典氏、監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏の5氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役酒井康成氏は税理士及び公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役山田美典氏は税理十及び公認会計十の資格を有しております。
 - ・監査役東健作氏は経営学修士及び法務博士(専門職)の資格を有しております。
 - ・監査役岩村豊正氏は公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役大井直樹氏は弁護士の資格を有しております。
 - 6. 当社は、社外取締役山田美典氏、社外監査役東健作氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、取締役会及び監査役会において、知識・経験・能力等のバランスと多様性を確保することが重要であると認識しております。当社が特に重要と考えるスキルと各取締役及び監査役の専門性・見識・経験を踏まえ、当社がその能力を十分に発揮することを期待する項目(●)は以下のとおりであります。スキルについては、取締役会及び監査役会に求められる機能、経営戦略との整合性及び事業特性の観点から特定をしております。なお、各取締役及び監査役が有する全ての専門性・見識・経験を示すものではありません。

	氏名	地位	企業経営	財務会計	法務 リスク 内部統制	営業 マーケ ティング	ESG サステナ ビリティ	IT DX	人事
	河合 達明	代表取締役 社長	•			•	•		•
	河合 智行	専務取締役	•	•	•			•	
取締役	鷲野 真	取締役	•			•	•		•
	酒井 康成	取締役	•	•					
	山田 美典	社外取締役	•	•	•				

	氏名	地位	企業経営	財務会計	法務 リスク 内部統制	営業 マーケ ティング	ESG サステナ ビリティ	IT DX	人事
	東健作	社外監査役 (常勤)		•	•			•	
監査役	岩村 豊正	社外監査役	•	•	•				
	大井 直樹	社外監査役			•				•

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役酒井康成氏、社外取締役山田美典氏、社外監査役東健作氏、社外監査役岩村豊正 氏及び社外監査役大井直樹氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責 任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、塡補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の 執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2017年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる 決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容につい て報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の 個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決 議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認し ており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針
 - ・短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬制度とする。
 - ・当社が重視する経営理念に基づき、職務・業績貢献及び経営状況等に見合った報酬管理を行う。
 - ・客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定し、ステークホルダーから信頼される報酬制度とする。
- b. 報酬構成の概要
 - ・当社の役員報酬は「確定額報酬」が個人別の報酬等の額の全部を占める。
- c. 報酬水準
 - ・取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用のうえ、同業(結婚式業)・同規模 (時価総額・営業利益等にて選定) 他業種の企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、相対比較及び検証をして決定する。
- d. 報酬の決定プロセス
 - ・取締役の報酬等の決定プロセスは、メンバーの過半数を独立役員(社外取締役、社外監査 役)で構成する報酬諮問委員会において、会社の業績や経済情勢、個々の職責及び実績、 過去の支給実績等を踏まえて審議し、客観的かつ透明性の確保に努めております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等	の種類別の総額(千円)	対象となる
役員区分	(千円)	基本報酬 業績連動 報酬等		非金銭報酬等	役員の員数 (名)
取締役 (うち社外取締役)	144,200 (3,300)	144,200 (3,300)	_	_	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,890 (13,890)	13,890 (13,890)	_	_	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	158,090 (17,190)	158,090 (17,190)	_	_	8 (4)

- (注) 1. 当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役及び監査役の報酬等の限度額を決定しております。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において年額3億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役員数は3名(うち社外取締役は1名)です。当事業年度において報酬諮問委員会を2024年8月19日に開催し、2024年9月13日の取締役会にて報告しております。それを踏まえて株主総会で承認された報酬総額の範囲内で2024年10月30日の取締役会にて審議及び決定しております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2004年9月20日開催の第1回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。各監査役の報酬等については、会社の業績や経済情勢、個々の職責及び実績、過去の支給実績等を踏まえて監査役で協議し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しております。
 - 4. 取締役会は、代表取締役社長河合達明に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役山田美典氏は、公認会計士山田美典事務所所長及び税理士山田美典事務所所長を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
 - ・社外監査役岩村豊正氏は、岩村公認会計士事務所代表及び監査法人コスモス代表社員を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。
 - ・社外監査役大井直樹氏は、若山・大井総合法律事務所共同代表を兼職しております。なお、 若山弁護士は当社の顧問弁護士であり、当社と同事務所との間に特別の利害関係はありませ ん。
- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役山田美典氏は、株式会社東海理化電機製作所社外監査役及びトリニティ工業株式会社 社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありませ ん。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び
	社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。
	公認会計士としての専門的な知識と長年の企業監査において培われ
	た幅広い見識を有しており、取締役会では経理・財務的見地から適
社外取締役 山田美典	切な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保する
仁外 以	ための適切な役割を果たしております。また、指名及び報酬諮問委
	員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出
	席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等
	の決定過程における監督機能を主導しております。

	出席状況、発言状況及び
	社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役 東健作	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。経営学修士及び法務博士(専門職)を取得しており、銀行・証券会社での海外勤務や共済機構で監査業務を担うなど、経営に関する豊富な業務経験と見識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、指名及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 岩村豊正	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、指名及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大井直樹	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。 弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度かつ専門的な知識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するため発言を行っております。 また、指名及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査役会においては、その特性を生かして、適宜必要な発言を行っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要 課題の一つとして位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきまし ては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、当期純利益の概ね10%を目標に実施してまいります。

自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため に、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、 1株当たり配当金として8円とさせていただきます。

⁽注) 本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

	■ 金額
(資産の部	3)
流動資	至 2,769,184
現金及び	須 金 2,274,466
売 掛	金 42,932
商	品 99,089
仕 掛	品 23,266
貯蔵	品 88,111
その	他 248,609
貸 倒 引 当	金 △7,291
固定資	全 8,642,235
有 形 固 定 資	產 6,683,474
建	物 4,734,821
構築	物 294,064
機械及び	接置 15,989
車 両 運 搬	. 具 1,510
工具、器具及び	233,894
土	地 1,029,335
建 設 仮 戡	定 373,858
無形固定資	産 48,894
ソフトウ、	ェ ア 45,326
その	他 3,567
投資その他の資	£ 産 1,909,866
差入保証	金 717,377
長期前払	費 用 89,837
繰 延 税 金	資産 1,094,635
その	他 8,016
繰 延 資	童 153
開 業	費 153
資 産 合	計 11,411,573

	 斗		目		金	額
(負 債	i o	部)			
流	動	負	債		3,52	9,035
Į	1	掛		金	30	5,236
1	年内返済	予定の長	期借	入金	1,11	5,335
\bar{z}	ŧ	払		金	53	88,109
\bar{z}	ŧ į	么 費	ŧ	用	14	10,136
\bar{z}	卡 払	法 人	税	等	19	5,495
\bar{z}	卡 払	消費	税	等	20	06,241
美	2 4	的 負	į	債	96	8,506
Ž	2	O		他	5	59,974
古	定	負	債		3,72	27,483
ł	長 期	借	入	金	2,74	13,461
ł	長 期	未	払	金	19	8,248
j	退職 給	付に係	る負	債	19	98,278
Ĭ	至 産	除去	債	務	47	2,495
ž	7	0)		他	11	5,000
負	債	合		計	7,25	6,518
(純資	産の	部)			
株	主	資	本		4,15	5,120
資		本	7	È	10	0,000
資	本	剰 弁	<u> </u>	È	1,00	9,817
利	益	剰 弁	<u> </u>	È	3,35	5,213
自	己	株	Ī	t	△30	9,910
その作	也の包括	5利益累	計額			△65
為	替換り	章 調 整	勘云	Ē		△65
純	資	産 1		計	4,15	5,054
負	責 純	資 産	合	計	11,41	1,573

連 結 損 益 計 算 書

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

							(五匹・111)
	科			目		金	額
売		上		高			13,562,102
売		上	原	価			4,396,576
	売	上	松	利	益		9,165,526
販	売	費及び一	般管理	里 費			8,413,550
	営	業	;	利	益		751,976
営		業外	収	益			46,343
	受	取	;	利	息	1,787	
	受	取	賃	貸	料	36,487	
	そ		0)		他	8,068	
営		業外	費	用			33,226
	支	払	j	利	息	32,029	
	そ		0)		他	1,197	
	経	常	;	利	益		765,093
特		別	損	失			220,775
	固	定資	産	除却	損	2,380	
	減	損	:	損	失	218,394	
	税	金等調素	整前 当	期純利	益		544,317
	法	人税、住	民 税 及	び事業	税	290,423	
	法	人 税	等	調整	額	△158,534	131,889
	当	期	純	利	益		412,428
	親全	会社株主に	帰属する	5 当期純和	益		412,428

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

 科	目		金額
(資産	の部))	
流動	資 産		2,737,900
現金及	び預	金	2,216,237
売	掛	金	37,256
商		品	98,266
貯	蔵	品	87,619
前 払	費	用	109,600
そ	\mathcal{O}	他	196,205
貸 倒	引 当	金	△7,286
固 定	資 産		8,553,427
有 形 固	定資	産	6,541,051
建		物	4,600,646
構	築	物	293,662
機 械 及	び装	置	15,989
車両	運 搬	具	262
工具、器	具及び伽	带品	227,296
土		地	1,029,335
建 設	仮 勘	定	373,858
無形固	定資	産	48,174
ソフト	ウェ	ア	44,607
7	0)	他	3,567
	他の資		1,964,200
関係 会		式	22,520
出	資	金	50
差入	保 証	金	705,335
関係会社		-	184,673
長 期 前		用	87,403
繰延税		産	1,094,635
7	0	他	7,910
貸 倒	引当	金 	△138,328
	合	計	11,291,327

科 目	金額
(負債の部)	
流 動 負 債	3,449,792
置 掛 金	302,815
1年内返済予定の長期借入金	1,076,599
未 払 金	534,126
未 払 費 用	129,323
未 払 法 人 税 等	195,100
未 払 消 費 税 等	189,617
契 約 負 債	962,363
そ の 他	59,846
固 定 負 債	3,525,269
長 期 借 入 金	2,552,256
長 期 未 払 金	198,129
退職給付引当金	187,388
資 産 除 去 債 務	472,495
そ の 他	115,000
負 債 合 計	6,975,061
(純資産の部)	
株 主 資 本	4,316,265
資 本 金	100,000
資本剰余金	1,009,817
資本準備金	514,556
その他資本剰余金	495,261
利 益 剰 余 金	3,516,359
その他利益剰余金	3,516,359
繰越利益剰余金	3,516,359
自 己 株 式	△309,910
純 資 産 合 計	4,316,265
負 債 純 資 産 合 計	11,291,327

損益計算書

 (2024年8月1日から)

 (2025年7月31日まで)

								(+位・111)
禾	斗				目		金	額
		上		高				13,307,165
	上		原	価				4,551,047
売		上	松	利		益		8,756,118
売	費及	びー	般管	理 費				8,018,558
営		業		利		益		737,560
	業	外	収	益				56,044
受		取		利		息	1,748	
受		取	賃	貸		料	36,487	
そ			\bigcirc			他	17,808	
	業	外	費	用				47,030
支		払		利		息	29,769	
貸	倒	引	当 金	繰	入	額	16,074	
そ			0)			他	1,186	
経		常		利		益		746,574
	別		損	失				220,775
固	定	資	産	除	却	損	2,380	
減		損		損		失	218,394	
税	引	前	当 期	純	利	益		525,798
法	人 税	、住	民 税	及び	事 業	税	290,028	
法	人	税	等	調	整	額	△158,534	131,493
当		期	純	利		益		394,304
	売売営 受受そ 支貸そ 経 固減 税 法法	壳壳営 受受そ 支貸そ 経 固減 税 法法 费 業 解 別定 引税人	売売営 受受そ 支貸そ経 固減税法法 上 及 期 別定 引税人 上 び 取 別定 前、 上 び 取 外払 常質損 税	売売営 受受そ 支貸そ経 固減税法法 上の 取り 別定 引税人 上が 取り 別定 引税人 原総般 外取 外払 常額損 住税 原総般 資損 住税	高価利費益支貸そ支貸を経り支貸を経り大両減税法上の 上の 上の 上の 一葉外取 取り 財の 中 一次 	高価利費 受受そ 支貸そ 経 同 税 原総般 資料取 外払 別定 利 上 資損 利 外 利 利 機 上 資損 利 所 別定 期 上 資損 所 別 別 別 別 上 資損 利 別 別 別 別 日 財 別 別 別 別 別 日 財 別 別 別 別 日 財 別 別 別 別 日 財 別 別 別 別 日 財 別 別 別 別 別 日 財 別 別 別 別 別 別 別 日 財 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 日 日 日 別 別	一	上 原 価 売 投 利 益 売 投 管理費 益 売 投 費 利 益 党 財 益 1,748 受 取 貸 料 36,487 そ 財 財 財 17,808 業 外 費 用 日 29,769 貸 財 人 額 16,074 そ 別 大 期 人 人 経 別 資 財 大 日 固 定 損 大 却 益 別 資 財 利 益 別 財 利 益 2,380 財 人 社 290,028 税 人 人 人 人 人 人 財 人 税 290,028 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

株式会社ブラス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 第 府 社員 公認会計士 内 田 宏 季

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブラスの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基 礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算 書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められ ている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

株式会社ブラス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 業 務 執 行 社 員 公認会計士 内 田 宏 季 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブラスの2024年8月1日から2025年7月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月22日

株式会社ブラス 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 東
 健作
 印

 社外監査役
 岩村
 豊正
 印

 社外監査役
 大井
 直樹
 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標の一つとして認識しており、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金8円 総額は42,549,288円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年10月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役酒井康成氏は退任いたします。つきましては、新たに取締役1名を加えた5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	きりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	がか は たつ がき 河 合 達 明 (1966年1月21日)	1989年10月株式会社ドゥ・クレッセンド入社1993年4月株式会社真誠入社1998年4月有限会社ブラス(現:株式会社ブラス) 設立代表取締役社長就任(現任)	2,672,200株
	力なリーダーシップと決断	】 者であり、当社設立とともに代表取締役社長に就任し、現 力により、当社を東証一部指定にするとともに発展させて 成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と考えたた	まいりましたの
2	がか 合 智 行 (1970年6月1日)	1993年 1 月 株式会社セガエンタープライゼス (現:株式会社セガ)入社 2005年 6 月 当社入社 2008年 3 月 当社管理本部長 2014年 7 月 当社取締役管理本部長 2014年10月 当社取締役ウエディング事業本部長 2015年 8 月 当社取締役管理本部長 2017年10月 当社専務取締役(現任)	310,700株
	富な経験と見識を有してお	・ り当社の経営に携わり、事業部門、管理部門の責任者を歴 ります。当社への入社以後、業績拡大に注力し、当社の事 おりますので、引き続き的確かつ迅速な意思決定が期待で	業全般の業績向

候補者番 号	氏 * 名 (生年月日)		、当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
		, , ,	株式会社東山会館入社	
		1997年 9 月	株式会社インペリアルウイング八事迎	
	わし の まこと		賓館入社	
	n n szzz i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	2004年 9 月		4,900株
	(1972年9月1日)	2005年1月	当社岡崎ブルーブラン支配人	1,500 %
3		2011年6月	当社総支配人補佐	
		2015年1月	当社総支配人	
		2015年10月	当社取締役(現任)	
	 【取締役候補者とした理由			
		後も当社の経営	はに従事し、幅広い経験と知識より的確かで 対全般に関わり、取締役としての職責を適切 でしました。	
	11 - 11 PLO 1 TO WAS DAMA	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	監査法人伊東会計事務所入所	
		2006年9月	あらた監査法人(現:PwC Japa	
			n有限責任監査法人)代表社員	
		2012年7月	公認会計士山田美典事務所所長 (現任)	
	ts	2012年12月	税理士山田美典事務所所長(現任)	2 (00+4-
	(1961年9月9日)	2013年7月	日本公認会計士協会主任研究員	3,600株
		2015年6月	株式会社東海理化電機製作所社外監査役(現任)	
		2015年6月	共和レザー株式会社監査役	
4		2015年10月	当社社外取締役(非常勤) (現任)	
		2016年6月	トリニティ工業株式会社社外監査役 (現任)	

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

山田美典氏は、公認会計士としての専門的な知識と長年の企業監査において培われた幅広い見識を有しており、経理・財務的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番 号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	※ 植松 あゆ美 (1987年1月1日)	2010年11月公認会計士試験合格2011年2月有限責任あずさ監査法人入所2022年7月株式会社スタメン入社(現任)2024年3月株式会社スタメン取締役常勤監査等委員就任(現任)	
	植松あゆみ氏は、公認会計	・ 及び期待される役割の概要】 士としての専門的な知識と監査法人において培われた幅広 ら取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 河合達明氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 - 4. 山田美典氏及び植松あゆ美氏は、社外取締役候補者であります。
 - 5. 山田美典氏は、現在当社社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

|外取締役候補者といたしました。また、同氏は会社の経営に関与した経験があり、これらの理由によ

り社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- 6. 当社は山田美典氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- 7. 植松あゆ美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低限度額といたします。
- 8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補するものであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 9. 当社は山田美典氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
- 10. 当社は植松あゆ美氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

以上

×	Ŧ		

.....

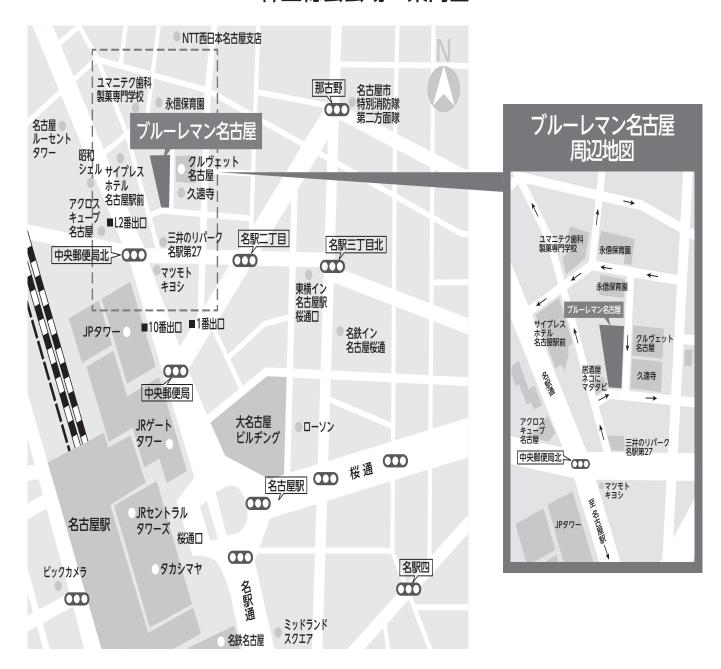
×	Ŧ		

.....

×	Ŧ		

.....

株主総会会場ご案内図



BRASS AND TEARS

ブルーレマン名古屋 〒450-0002 名古屋市中村区名駅二丁目37番7号

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。





第22回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

● 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 「会計監査人の状況」

● 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第22期

(2024年8月1日から2025年7月31日まで) 株式会社ブラス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の 皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお 送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会での決議内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役への周知・徹底を行っております。
- ・「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社及び当社子会社の役員及 び使用人へ継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識 の醸成を行っております。
- 「内部通報窓口に関する規程」を制定し、問題の早期発見に努めております。

② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に 関する体制

- ・「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務 に係る重要書類を適切に保管・管理しております。
- ・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。
- ・各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切 に開示することとしております。
- ・個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱 うため、「個人及び特定個人情報等取扱規程」を明示し、周知徹底を行 っております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理 に努めております。
- ・リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発 見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけ るリスク管理の遂行及び管理を行っております。
- ・緊急事態発生の際には、緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努めております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。
- ・業務分掌・職務権限・稟議に関する「決裁規程」を制定し、効率的に職 務の遂行を行っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する 事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
- ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。

⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するため の体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社及び当社子会社に重大 な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項 を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
- ・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。

⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制

・当社の監査役への報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底しております。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方 針に関する事項

・職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理することを規程に明記しております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
- ・監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の 疎通を図っております。
- ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求める ことができるものとしております。

⑩ 当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応

- ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括 部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
- ・平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。

① 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は当社子会社にその事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算等経営状況、その他重要な事項について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認及び指導しております。
- ・ 当社及び当社子会社にとって重要な事項は必要に応じて当社の取締役会にて決議しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制

・「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定し、取締役及び使用人が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度における取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に 関する体制

・株主総会や取締役会、経営会議等の議事録及び稟議書、会計帳簿、契約 書等の重要文書については、法令及び社内規程に基づき、主管部署にお いて適切に保存・管理されております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」に基づき、平時は各部署においてリスクの発生を未 然に防止する施策を講じるとともに、経営に重大な影響を及ぼすリスク に対してはリスク管理委員会が的確に対処する体制を敷いております。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会の開催に際して、取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解 できるように、議案資料を事前通知しております。また取締役会を毎月 1回の定時開催に加えて、必要に応じて臨時に開催しており、案件の重 要度に応じた迅速かつ効率的な業務執行を図っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する 事項
 - ・該当事項はありません。
- ⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するため の体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくはBRASSLINEを介して監査役に報告をしております。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制
 - ・監査役へ前号の報告があった場合は、報告をした者に対して不利益にならないよう守秘義務を遵守しながら、調査・是正等を行っております。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方 針に関する事項
 - ・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について は、監査役の請求等に従い円滑に行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・使用人は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める 諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役 を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施 するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部 監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

⑩ 当社及び当社子会社の反社会的勢力への対応

・契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会 的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

① 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は当社子会社から事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算 等経営状況について適宜報告を受け、重要事項については取締役会にお いて決議しております。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬 見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	100, 000	1, 009, 817	2, 985, 334	△309, 910	3, 785, 240	
当期変動額						
剰余金の配当			△42, 549		△42, 549	
親会社株主に帰属する 当期純利益			412, 428		412, 428	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	369, 879	_	369, 879	
当期末残高	100, 000	1, 009, 817	3, 355, 213	△309, 910	4, 155, 120	

	その他の包括	その他の包括利益累計額		
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計	
当期首残高	3, 209	3, 209	3, 788, 450	
当期変動額				
剰余金の配当			△42, 549	
親会社株主に帰属する 当期純利益			412, 428	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3, 275	△3, 275	△3, 275	
当期変動額合計	△3, 275	△3, 275	366, 604	
当期末残高	△65	△65	4, 155, 054	

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

4 社.

・主要な連結子会社の名称

BRASS USA INC.

株式会社lyrics

株式会社アロウブライト

株式会社be family

- ② 非連結子会社の状況 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は7月31日であり連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年間で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約に基づき挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う義務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。

取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額に基づいており、各商品 及び役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。これは 挙式の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客から取引対 価の支払を受ける権利を得ていると判断できるためであります。但し、一部の商品 については納品が挙式日後となることから、納品の時において充足するとしており ます。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:千円)

有形固定資産	6, 683, 474
無形固定資産	48, 894
減損損失	218, 394
(うち、有形固定資産から生じた減損損失)	(218, 394)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、店舗別に固定資産のグルーピングを行っております。

また、当社子会社グループの減損会計の適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りには、挙式等の施行件数(以下「施行件数」という。)の過去実績及び現状の受注件数を基に策定された将来の施行件数、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって平均単価が概ね一定であると仮定して算出しております。

しかしながら、当該算出方法、仮定について想定と異なる事態が生じた場合、翌 連結会計年度以降の当社の業績を変動させる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	現金及び預金	10,111千円
	建物	475, 801
	土地	397, 639
	計	883, 551
2	担保付債務は、次のとおりであります。	
	1年内返済予定の長期借入金	190,548千円
	長期借入金	699, 036

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

計

8,494,890千円

889, 584

(3) 財務制限条項

当社グループが締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、決算期末時点の「有利子負債倍率:有利子負債/{税引後利益+減価償却費-(設備投資金額-新規出店に関わる投資額(出店に準ずるリニューアル投資を含む))}」が15倍を超えた場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金25,000千円長期借入金-計25,000

(4) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額300,000千円借入実行残高-差引額300,000

4. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東日本(1店舗) (株式会社ブラス)	店舗設備	建物
西日本(5店舗) (株式会社ブラス)	店舗設備	建物他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングをし、減損損失の認識を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる 見込みである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損 失(218,394千円)として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物187,721千円、構築物11,812千円、工具、器具及び備品18,860千円であります。

東日本(1店舗)については、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

西日本(5店舗)については、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前 将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、当該資産を備忘価額により評価してお ります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式

5,709,300株

- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決	議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年1 定時株	0月30日 主総会	普通株式	42, 549	8	2024年7月31日	2024年10月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年10月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年10月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42, 549	8	2025年7月31日	2025年10月30日

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に出店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸 主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。 借入金、長期未払金は主に設備投資を目的としたものであり、償還日等は決算 日後、最長で8年11ヶ月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

借入金については、定期的に金利の動向を把握し、短期・長期、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの軽減を図っております。

か. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
①差入保証金	717, 377	603, 462	△113, 914
資産計	717, 377	603, 462	△113, 914
①長期借入金 (1年内返済予定を含む)	3, 858, 796	3, 784, 928	△73, 867
②長期未払金 (1年内返済予定を含む)	263, 491	259, 137	△4, 353
負債計	4, 122, 287	4, 044, 066	△78, 221

- (*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」(1年内返済予定の長期未払金を除く)については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
- (*2)「1年内返済予定の長期借入金」「1年内返済予定の長期未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2, 274, 466	_	_	_
売掛金	42, 932	_	_	_
差入保証金(※)	1,650	67, 526	153, 383	331, 283
合計	2, 319, 048	67, 526	153, 383	331, 283

- (※) 差入保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの(163,534千円)については、償還予定額には含めておりません。
 - (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場にお

いて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関

する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイン

プット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時

価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時

価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)						
四	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
差入保証金		603, 462	_	603, 462			
資産計	_	603, 462	_	603, 462			
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	_	3, 784, 928	_	3, 784, 928			
長期未払金 (1年内返済予定を含む)	_	259, 137	_	259, 137			
負債計	_	4, 044, 066	_	4, 044, 066			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利 回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価 に分類しております。

長期借入金、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはウエディング事業の単一セグメントであり、顧客等の契約から生じる収益の大部分が挙式・披露宴施行に伴うものであるため、収益の分解情報の記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主として国内の顧客に対してウエディング事業を行っており、 顧客との契約に基づき挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行 う義務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及び サービスに関する保証等の義務もありません。

取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

通常、挙式に関する対価は挙式日前に前受金として受領しておりますが、挙式日後の受領に関しても、受注後概ね1ヶ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。これは 挙式の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客から取引対 価の支払を受ける権利を得ていると判断しているためであります。但し、映像商品 やアルバムなど一部の商品については納品が挙式日後となることから、納品の時に おいて充足するとしております。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - ① 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	30, 702
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	42, 932
契約負債(期首残高)	862, 204
契約負債(期末残高)	968, 506

契約負債は、顧客との契約において、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は835,465千円であります。また、当連結会計年度に契約負債が106,301千円増加した主な理由は、挙式・披露宴の実施組数の増加により映像商品やアルバムなどの料金を納品前に受領したことによる前受金の増加であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

781円22銭

(2) 1株当たり当期純利益

77円54銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

(単位:千円)

		株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	資本	その他 資本	資本 剰余金	その他 利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	純資産 合計	
		準備金		剰余金 合計		製越利益 合計 剰余金				
当期首残高	100, 000	514, 556	495, 261	1, 009, 817	3, 164, 604	3, 164, 604	△309, 910	3, 964, 510	3, 964, 510	
当期変動額										
剰余金の配当					△42, 549	△42, 549		△42, 549	△42 , 549	
当期純利益					394, 304	394, 304		394, 304	394, 304	
当期変動額合計	_	_	_	_	351, 755	351, 755	_	351, 755	351, 755	
当期末残高	100,000	514, 556	495, 261	1, 009, 817	3, 516, 359	3, 516, 359	△309, 910	4, 316, 265	4, 316, 265	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式移動平均法に基づく原価法
 - ② 棚卸資産

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、 当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に 基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約に基づき挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービス の提供を行う義務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはな く、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。

取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額に基づいており、各商品 及び役務ごとに定められている独立の価格を基に算出しております。

履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。これは 挙式の施行により、商品の引き渡し及びサービスの提供が完了し、顧客から取引対 価の支払を受ける権利を得ていると判断できるためであります。但し、一部の商品 については納品が挙式日後となることから、納品の時において充足するとしており ます。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

有形固定資産	6, 541, 051				
減損損失	218, 394				

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記(2)」に記載している内容と同 一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

8,438,804千円

(2) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権

13,445千円

長期金銭債権 184,673千円

短期金銭債務

26,515千円

(3) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	10,111千円
建物	475, 801
土地	397, 639
	883 551

② 担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	190,548千円
長期借入金	699, 036
 計	889, 584

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金及び設備投資資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と 当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実 行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額300,000千円借入実行残高-差引額300,000

(5) 財務制限条項

当社が締結した金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されており、決算期末時点の「有利子負債倍率:有利子負債/{税引後利益+減価償却費-(設備投資金額-新規出店に関わる投資額(出店に準ずるリニューアル投資を含む))}」が15倍を超えた場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、この契約に基づく借入残高は以下のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金25,000千円長期借入金-計25,000

(6) 債務保証

下記の関係会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

株式会社lyrics8,500千円株式会社アロウブライト183,085計191,585

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業費用 240,694千円

営業取引以外の取引による取引高 13,033千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
	1/1/2\ 3 X (1/1/)	1/1/2\ 3 X (1/1/)	1/1/2\ 9 X (1/1/)	7/\2\ 3 X (7/\)
普通株式	390, 639	_	_	390, 639

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表7.収益認識に関する注記(2)」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	20,544千円
未払賞与	16, 805
減価償却超過額	610, 657
減損損失	431, 301
退職給付引当金	66, 110
資産除去債務	166, 696
その他	102, 392
繰延税金資産小計	1, 414, 508
評価性引当額	△249, 874
繰延税金資産合計	1, 164, 634
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	$\triangle 69,998$
繰延税金負債合計	△69, 998
繰延税金資産の純額	1, 094, 635

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

役員及び主要株主 (個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称又は氏 名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	河合 達明 (注) 1	-	_	当社代表取締役	直接 50.24	債務 被保証	賃貸借契約に 対する債務被 保証	_	ı	_
役員及び その近親 者が議決	(注) 2	東京都 渋谷区	9, 990	ウェブ集客 マーケティ ング	_	コンサルテ イング契約	コンサルティ ング料の支払 (注) 4	20,000	未払金	2, 200
権の過半数を所有している会社	(株)パーフ ス(注)3	東京都 渋谷区	5, 000	ウェブ広告運用代行業	_	ウェブ広告 運用契約	ウェブ広告運 用代行料の支 払 (注)4	38, 402	未払金	9, 003

- (注) 1. 不動産賃貸借契約に対して、債務保証を受けており、当事業年度の支払家賃 は17,519千円であります。また、保証料の支払いは行っておりません。
 - 2. (株) くるみは、当社代表取締役河合達明氏の近親者が議決権の95.0%を所有しております。
 - 3. (株)パーフスは、(株)くるみの100%子会社であります。
 - 4. コンサルティング料及びウェブ広告運用代行料については、価格その他の取引条件は事前に取締役会にて、業務の内容及び価格の妥当性を評価した上で決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

811円53銭

(2) 1株当たり当期純利益

74円14銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。